

経営管理権集積計画の告示

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 1 日

恵那市長 小坂 喬峰

記

1. 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	字	林班	森林面積	森林所有者件数	筆数	経営管理権の始期	備考
1	岩村富田地区	鈴ヶ根	52.53	11.88ha	19 件	34 筆	2024 年 3 月 1 日	整理番号 岩 52.53-1～ 岩 52.53-22
2	明智太田地区	山口他	21.24.25	15.42ha	19 件	39 筆	2024 年 3 月 1 日	明 21.24.25-1～ 明 21.24.25-19

2. 縦 覧 場 所 恵那市役所林政課

3. 権利の設定

本告示により、対象森林の経営管理権が恵那市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。